

# 大学の設置等に係る 提出書類の作成の手引

(令和6年度開設用 (改正前大学設置基準))

※令和4年10月1日施行の大学設置基準の経過措置規定により 改正前の大学設置基準に基づき、認可申請又は届出を行う場合に参照。

文 部 科 学 省 高 等 教 育 局  
大 学 設 置 室

## 【本手引公表後の修正箇所について】

○令和4年9月26日 修正

### III 認可申請等の受付期間及び提出方法について

P.25 上から3行目を修正

- ・予約方法の案内における提出書類について、「②入学定員超過の状況」を「②収容定員の充足状況」に修正。

### IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出，私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出に係る提出書類の作成・記入要領

33 収容定員の充足状況

P.190 上から14行目(5)③～⑥を追記。

- ・(5)③に修業年限を超えて在籍する期間が2年以内の学生を控除する場合の，各成績管理等に係る取組等の記載について案内を追記。

P.191 上から1行目を修正。

- ・<作成例：令和5年3月申請の場合>の収容定員の充足状況の表中、学生数の項目について，(令和5年5月1日現在)から(令和4年5月1日現在)に修正。

P.191 下から3行目から1行目を追記。

- ・<作成例>における各成績管理等に係る取組等の記載項目を追加。

○令和4年10月14日 修正

### IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出，私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出に係る提出書類の作成・記入要領

1 各手続の提出書類

P.40 下から3行目及び2行目を追記。

- ・書類名に「審査対象教員一覧」と「専任教員一覧」を追記。

17 学生の確保の見通し等を記載した書類

E. 既設学部等の学生確保の状況

P.138 下から13行目を修正。

- ・「定員超過率」を「収容定員充足率」に修正。

F. その他，申請者において検討・分析した事項

P.139 上から14行目を修正

- ・「入学者の入学定員に対する割合」を「収容定員に対する申請年度の5月1日現在の在学者数の割合」に修正。

#### VI 補正申請書類作成・記入要領

1 大学等の設置認可にかかる補正申請の場合

b 教員組織に関する事項

P.257 補正理由欄の上から1～3段目及び7段目並びに8段目を削除修正。

- ・補正理由から「専任補充」「兼任補充可」を削除。

4 審査対象教員一覧（補正）の作成について

P.262 下から13行目及び10行目を削除修正。

- ・「(2) その他」の(例1)及び(例3)から「(専任補充)」を削除。

○令和4年11月22日 修正

#### IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出，私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出にかかる提出書類の作成・記入要領

16 設置の趣旨を記載した書類

①設置の趣旨及び必要性

P.111 上から8行目から12行目を追記

- ・「教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程」（令和4年文部科学省告示第131号）が令和4年10月1日に施行され，認定の申請が開始されたことから，教育課程等の特例制度の認定を受けた大学についての記載項目を追記。

17 学生の確保の見通しを記載した書類

P.140 上から18行目から23行目を修正（修正前18行目から22行目）

- ・薬学部6年制課程について、追加資料については、既設学科等の定員を変更する場合又は同一法人が薬学部を設置している場合に提出を求めているものであるが、設置の場合でも提出が必要であるかのような記載であったため、記載を修正。

34 審査対象教員一覧

P.194 下から4行目から下から1行目 ④を追記

- ・教員審査カードを廃止し，審査対象教員一覧で教員カードを兼ねることとしたが，現在の様式では，担当授業科目の専攻分野が複数にわたる場合に，「主な専攻分

野」が不明確であるため、「主な専攻分野」が明確となるよう記載方法について追記。

## VII 設置計画履行状況等調査について

### 設置計画の変更

#### 1 基幹教員変更の手続き

P.272 上から19行目から26行目を追記

- ・改正前の大学設置基準等に基づき認可を受けた大学等が、改正後の大学設置基準等を適用させる場合の、AC教員審査の取扱いについて追記。

## VIII 事前相談書類作成要領

P.289 上から5行目から7行目を追記

- ・改正前の大学設置基準等に基づく事前相談の結果についても、改正後の大学設置基準等に基づく届出等を行う場合でも引き続き有効である旨を追記。

## 【その他】

○大学の設置手続等に関してよくある質問

P.374 上から18行目から26行目を追記

- ・大学等からの問合せを踏まえ、Q5-10.を追記。

○令和5年2月3日 修正

## III 認可申請等の受付期間及び提出方法について

### 4 「運営委員会による事前相談」の資料

P.33 上から9行目を修正

- ・メールで受信できるファイルの容量について40MBに更新。

## IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出、私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出にかかる提出書類の作成・記入要領

### 5 基本計画書

P.61 下から4行目から1行目を修正。

- ・完成年度を迎えていない学部等がある場合及び学年進行中の入学定員の増減がある学部等がある場合の記載について、190頁及び191頁を参照の上、記載するよう修正。

## VII 設置計画履行状況等調査について

### AC教員審査について

#### P.275 下から10行目を修正

- ・メールで受信できるファイルの容量について40MBに更新。

#### P.277 上から14行目から15行目及び下から13行目を追記

- ・大学からの問合せを踏まえ、「変更理由」欄への記載方法について、理由が複数ある場合は全て記載する旨及び記載例を追記。

#### P.277 下から5行目から4行目⑧を追記

- ・大学からの問合せを踏まえ、「担当授業科目名」欄への記載方法について、留意事項を追記。

## VIII 事前相談書類作成要領

#### P.291 下から7行目を修正

- ・メールで受信できるファイルの容量について40MBに更新。

○令和5年2月28日 修正

## IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出、私立大学の収容定員に係る学則変更認可申請又は届出にかかる提出書類の作成・記入要領

### 5 基本計画書

#### P.62 上から5行目から8行目を追記

- ・令和7年度開設の大学の学部等の設置認可申請から、収容定員充足率が0.5以下の学部等がある場合は、認可することができない旨の留意点を追記。

### 23 教員個人調書 履歴書（別記様式第4の（その1））

#### P.159 上から7行目から8行目を削除

- ・氏名欄の「印鑑登録証明書（印鑑登録証明書を有さない者については、旅券（パスポート）の記載と同じ氏名を記載」する旨の記載を削除。

#### P.161 上から1行目から2行目を削除

- ・氏名欄の「印鑑登録証明書（印鑑登録証明書を有さない者については、旅券（パスポート）の記載と同じ氏名を記載」する旨の記載を削除。

#### P.162 教員個人調書の作成例の注について、「本人自署」を「印字可」に、「印鑑証明と同一の印」を「押印不要」に改めた。

24 教員個人調書 教育研究業績書（別記様式第4号（その2））

P.163 上から8行目から10行目

- ・自署及び・押印についての説明を、必ずしも自署である必要はなく、押印についても不要。また、印鑑登録証明書や旅券（パスポート）についても提出不要である旨の記載に改めた。

P.166 教育研究業績書の注について、「本人自署」を「印字可」に、「印鑑証明と同一の印」を「押印不要」に改めた。

26 教員個人調書 教員就任承諾書（別記様式第5号）

P.169 下から9行目から5行目（4）を削除

- ・下から4行目から下から1行目の（5）について、（4）とした上で、自署及び・押印についての説明を、必ずしも自署である必要はなく、押印についても不要。また、印鑑登録証明書や旅券（パスポート）についても提出不要である旨の記載に改めた。

P.170, P.171, P.172

- ・就任承諾書の作成例の注について、「本人自署」を「印字可」に、「印鑑証明と同一の印」を「押印不要」に改めた。

33 収容定員の充足状況

P.190～P.192 改訂

- ・令和5年2月28日施行の「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」の改正を踏まえ、改訂。

VII 設置計画履行状況等調査について

AC教員審査について

P.276 上から11行目から14行目(5)を追記。

P.278 下から8行目から1行目(5)を追記。

- ・①AC教員審査において判定「職位不適格」又は「区分不適格」により、再審査が必要な場合及び②設置認可審査時の教員資格審査において最終判定「職位不適格」又は「区分不適格」、「保留」のいずれかにより、再審査が必要な場合は「過去に受審した教員審査結果の写し」の提出が必要になる旨を追記。

3 正本の作成について (2)教員個人調書

「教員個人調書」について、以下3点を不要としました。

- ・氏名の本人の自署
- ・印影の押印
- ・押印した印章に係る印鑑登録証明書及び旅券の写しの添付

#### 【その他】

○大学の設置手続等に関してよくある質問

P.364 上から11行目からP.366上から8行目を追記

- ・(5) 収容定員充足率についての項目を設け、以下のQ&Aを追加した。
  - Q1-52. (完成年度を迎えていない秋入学の学部がある場合)
  - Q1-53. (学部等連携課程実施基本組織等を設置している場合)
  - Q1-54. (レイトスペシャライゼーションを導入している場合)
  - Q1-55 (長期履修生がいる場合)

#### 【付録】

P.392からP.395を追加

- ・「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）（令和5年2月28日 4文科高第1776号）」を追加した。

○令和5年3月23日 修正

#### VIII 事前相談書類作成要領

P.289 教員審査の省略に関する案内等を修正

- ・大学統合や学部等移管の場合、教員審査の省略が認められた際の取扱いが明確になるように記載。
- ・教員審査の省略の受審対象として、大学の学部又は大学院の研究科を設置しようとする場合、当該学部に設ける学科又は研究科に設ける専攻のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものを追記。

P.293 事前相談時の内容が変更となった際の結果の有効性についての案内を追記

- ・事前相談時から内容に変更が生じる場合、原則として事前相談の結果が無効となること、また、同一教員の職位の変更等、事前相談における判断事項に関係しない変更の場合は、事前相談の結果を引き続き有効として取り扱う場合があることを追記。

## 【その他】

P.308からP.311を改訂

- ・「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）（令和5年3月10日 4文科高第1842号）」の内容を踏まえ、改訂

P.312からP.329を追加

- ・「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）（令和4年3月15日 3文科高第1531号）」の廃止に伴い、当該通知を削除するとともに、「私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知）（令和5年3月10日 4文科高第1842号）」を追加。

○令和5年5月29日 修正

## VI 補正申請書類作成要領

P.260 補正申請書における個人調書の取扱いを修正

- ・令和5年2月28日の修正により、押印不要としたことから、印鑑登録証明書の提出は不要であるため、欄を削除。

## 大学の設置等に係る提出書類の作成の手引 目次

<u>主な変更点について</u> .....	1
I 一般的注意事項（必ずお読みください）	
1 大学設置等の認可申請又は届出に当たって .....	3
2 審査上の取扱い .....	4
3 虚偽申請等があった場合の取扱い .....	4
4 収容定員超過の取扱い .....	4
5 「ディグリー・ミル」について .....	5
6 大学の設置認可等の際における情報公開について .....	5
7 大学等の名称変更について .....	6
8 認可又は届出前の PR 活動及び学生募集について .....	7
9 専門職大学及び専門職短期大学の設置に係る申請について .....	9
10 特定地域内学部収容定員の増加について .....	10
11 高等教育の修学支援新制度の機関要件について .....	10
12 審査に係る情報の取り扱いについて .....	10
II 大学設置室への問合せ，事務相談の予約について	
1 問合せ方法 .....	18
2 オンラインによる相談（Web 相談）について .....	18
3 問合せに係る留意点 .....	20
・ 相談表（様式） .....	23
III 認可申請等の受付期間及び提出方法について	
1 大学等の設置認可申請，私立大学の収容定員に係る学則変更の認可申請 .....	24
2 学部等の設置届出 .....	31
3 共同学科等の設置に係る申請又は届出 .....	32
4 「運営委員会による事前相談」の資料 .....	32
5 私立大学の収容定員に係る学則変更届出 .....	33
6 設置者変更認可申請，大学等の廃止認可申請又は届出 .....	34
7 設置計画履行状況報告書（AC 報告書），専任教員採用等設置計画変更書（AC 教員審査） ..	35
8 上記以外の届出等（学長決定，名称変更，その他の学則変更，学生募集停止報告等） .....	36
・ 大学設置分科会における一般的な審査スケジュール .....	38
IV 大学等の設置認可申請又は学部等の設置届出，私立大学の収容定員に係る学則変更 認可申請又は届出に係る提出書類の作成・記入要領	
1 各手続の提出書類 .....	40
2 留意事項 .....	42
3 認可申請書・届出書（別記様式第 1 号の 1，別記様式第 1 号の 2） .....	46

4	目次	48
5	基本計画書（別記様式第2号（その1の1），別記様式第2号（その1の2））	52
6	設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況（別記様式第2号・別添1）	85
7	基礎となる学部等の改編状況（別記様式第2号・別添2）	86
8	教育課程等の概要（別記様式第2号（その2の1），別記様式第2号（その2の2））	88
9	授業科目の概要（別記様式第2号（その3の1），別記様式第2号（その3の2）） ・シラバス（授業計画）	95
10	2以上の校地において教育を行う場合のそれぞれの校地ごとの状況 （別記様式第2号・別添3）	99
11	2以上の校地において教育研究を行う場合のそれぞれの校地ごとの教員の勤務状況 （別記様式第2号・別添4）	104
12	校地校舎等の図面	105
13	学則	106
14	教授会規程	106
15	当該申請についての意思の決定を証する書類〔理事会等の議事録等〕	107
16	設置の趣旨等を記載した書類 ・大学，学部，学科等の設置の場合 ・大学院，研究科等の設置の場合 ・収容定員に係る学則変更の場合	108 110 126 135
17	学生の確保の見通し等を記載した書類	136
18	教育委員会等との調整内容を確認する書類	142
19	教員名簿〔学長の氏名等〕（別記様式第3号（その1））	144
20	教員名簿〔教員の氏名等〕 （別記様式第3号（その2の1），別記様式第3号（その2の2））	147
21	専任教員の年齢構成・学位保有状況（別記様式第3号（その3））	154
22	実務家教員一覧（別記様式第3号・別添）	156
23	教員個人調書 履歴書（別記様式第4号（その1））	159
24	教員個人調書 教育研究業績書（別記様式第4号（その2））	163
25	教員個人調書 担当予定授業科目（別記様式第4号・別添）	167
26	教員個人調書 教員就任承諾書（別記様式第5号）	169
27	教員個人調書 教員就任同意書	173
28	薬学実務実習に必要な施設の概要等を記載した書類	174
29	教育課程連携協議会（別記様式第7号の2・3）	177
30	教職大学院に係る連携協力校等の概要等を記載した書類	180
31	通信教育実施方法説明書（別記様式第8号）	185
32	通信教育に係る規程	187
33	収容定員の充足状況	190
34	審査対象教員一覧	193
35	専任教員一覧	205
36	設置構想審査に係る資料 （参考）認可申請時等のチェックリスト	207 209

V	大学設置基準等の改正に係る申請案件の留意事項	218
1	工学に関する学部における学科に代えて課程等を設置する場合	218
2	学部等連係課程実施基本組織等を設置する場合	239
VI	補正申請書類作成・記入要領	246
1	大学等の設置認可に係る補正申請の場合	246
2	私立大学の収容定員の増加に係る学則変更の認可に係る補正申請の場合	264
VII	設置計画履行状況等調査について	270
VIII	事前相談書類作成要領	289
	<b>【その他】</b>	
	○私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について	308
	○設置認可申請書類等のHPへの公表について	330
	○大学等の設置者変更について	336
	○大学、短期大学、大学院等の廃止について	349
	○参考人制度について	354
	○大学の設置手続等に関してよくある質問	355
	<b>【付 録】</b>	
	○主な認可・届出事項等一覧	377
	○学位の種類及び分野の変更等に関する基準	380
	○学校教育法施行令第二十三条の二第一項第四号の規定による分野を定める件	382
	○学校教育法施行令第二十三条の二第一項第六号の規定による分野を定める件	382
	○大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準	383
	○大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について（通知）（令和4年9月30日 4文科高第927号）	387
	○大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の施行について（通知）（令和5年2月28日 4文科高第1776号）	392

(参考) 手続の種類ごとの参照ページ

	手 続 の 種 類	ページ
設 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学，短期大学，大学院大学又は高等専門学校を設置 (専門職大学及び専門職短期大学の設置については別冊も参照のこと。)</li> </ul>	40
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の学部，短期大学の学科又は私立大学の学部の学科の設置</li> <li>大学の大学院の設置，大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻の設置又は研究科の専攻に係る課程の変更</li> <li>高等専門学校の学科の設置</li> <li>大学及び短期大学における通信教育の開設</li> </ul>	40
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立大学の学部の学科の設置</li> <li>短期大学の学科の専攻課程の設置</li> <li>大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の設置</li> </ul>	308
収 容 定 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>私立大学・大学院，私立短期大学又は私立高等専門学校の収容定員に係る学則の変更</li> </ul>	40
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立大学・大学院，公立短期大学，公立高等専門学校の収容定員に係る学則の変更</li> <li>大学等の専攻科，大学及び短期大学の別科の収容定員変更</li> </ul>	308
設 変 置 更 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学若しくは高等専門学校又は大学の学部，大学の大学院若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学科の設置者の変更</li> </ul>	333
廃 止	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学，短期大学，大学院大学又は高等専門学校の廃止</li> <li>大学の学部，短期大学の学科，大学の大学院又は大学院の研究科の廃止</li> </ul>	346
	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の学部の学科，短期大学の学科の専攻課程，高等専門学校の学科の廃止</li> <li>大学院の研究科の専攻の廃止</li> <li>大学及び短期大学の通信教育課程の廃止</li> </ul>	308
	その他の学則変更	308

注) 上記の「収容定員変更」とは，大学の収容定員の総数が増加する変更と，大学の収容定員の総数の増加を伴わない変更（学科間での振替や大学全体での純減など）の両方を指します。